

京都市市営葬儀事務所条例を廃止する条例（平成17年3月25日京都市条例第89号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

京都市市営葬儀事務所条例を廃止することとしました。

この条例は、平成17年4月26日から施行することとしました。

京都市市営葬儀事務所条例を廃止する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第89号

京都市市営葬儀事務所条例を廃止する条例

京都市市営葬儀事務所条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月26日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)